

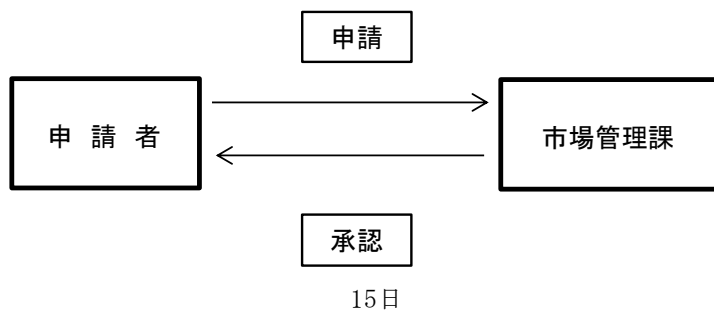
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	卸売業者の本市の区域内での店舗販売等の承認	
処 分 の 概 要	松山市公設花き地方卸売市場の卸売業者の本市の区域内での店舗販売等承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号)	
条 項	第40条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標準処理期間	計	15日
審査基準		
未設定		
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (卸売業者の業務の規制)</p> <p>第40条 卸売業者は、本市の区域内においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、承認申請書をあらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、松山市公設花き地方卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、松山市公設花き地方卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。